

## 花灯路の名称使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体や民間企業等が実施するイベント等への花灯路の名称使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (使用対象)

第2条 花灯路の名称を使用することができるイベント等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 花を使用している（花をテーマにしたイベントや、花をモチーフにした展示品等を含む）
- (2) 花灯路推進協議会が所有する行灯をメインで使用している（少なくとも100基以上の行灯を使用）
- (3) 屋外で散策を楽しむイベントである
- (4) 町並み、文化、伝統産業など京都らしさを採り入れている
- (5) 参加者を限定しない
- (6) 事業名に開催地域の名称が入っている
- (7) 開催について、地域の理解を得ている

### (申請及び承認)

第3条 花灯路の名称を使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ京都・花灯路推進協議会の幹事長（以下、「幹事長」という。）に申請書を提出しなければならない。

2 幹事長は、申請書の提出を受けたときは、申請書の内容を審査のうえ承認の可否を決定し、その結果を文書により通知しなければならない。

3 幹事長は、前項の規定により審査する場合において、必要があると認める場合は、主催者及び事業の詳細を明らかにする書類の提出を求めることができる。

### (使用料)

第4条 花灯路の名称を使用する者は、イベント等の1回の開催につき、30,000円を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、幹事長が特に必要と認める場合は、使用料を減額または免除することができる。

### (承認の取消し)

第5条 幹事長は、第3条第2項による承認（以下、「承認」という。）を受けた者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、または花灯路の名称の使用を停止させることが

できる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 使用申請に際し虚偽または不正があったとき
- (3) その他幹事長が承認を取り消すべきものと認めたとき

(様式)

第6条 この要綱において規定する申請書等の様式は、幹事長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。